

在韓被爆者支援特別基金拠出金

北東アジア課

1. 在韓被爆者の現状・問題点

韓国国内には、広島・長崎で被爆し、その後帰国したものが多数存在。（韓国政府登録数90年9月現在2173名、韓国政府推定約3000名、在韓被爆者協会推定で約2000名）

これら在韓被爆者対策として、韓国政府は、原爆診療所の設置・運営、国内診療事業（医療費一部補助）、渡日治療等を実施してきたが、極めて不十分であり、被爆者側より抜本的な対策強化を要望。

2. 経緯

- (1) 60年代後半より韓国国内で問題化。70年代後半より、日韓両国政府間で話し合い。
- (2) 81年～86年、渡日治療実施。（合計349名）
- (3) 87年11月、民主化を背景に、韓国被爆者協会より日本政府に対し、損害補償として23億ドルの支払及び原爆病院の建設を要求。
- (4) 同11月、盧泰愚大統領候補（当時）が、在韓被爆者に対し、「就任すればこの問題を必ず解決する。大統領になれば日本との間で損害補償問題を必ずただしていく」旨公約。
- (5) 平成元年度、二年度予算において、それぞれ4,200万円計上。（大韓赤十字社に対し拠出、治療費・健康診断費等を支援）
- (6) 90年初頭より、韓国政府は、大統領訪日時までに本件を最終決着すべき旨要望。
- (7) 90年5月、盧泰愚大統領訪日の際、海部総理より、今後総額40億円程度の支援を意図表明。

3. 我が方の基本的立場・支援の必要性

- (1) 法的には、日韓間の請求権問題は、全て1965年の日韓請求権協定で決着済み。（よって、補償・賠償要求に応じる立場になし）
- (2) また、第一義的には韓国政府が国内問題として処理すべき問題。
- (3) しかし、本問題の背景にある特殊な歴史的経緯及び被爆の特殊性に鑑み、人道的観点及び福祉向上の観点から、日本政府としても、誠意を持って対応。
- (4) 盧泰愚大統領訪日を契機に、日韓間の過去に起因する問題（三世、被爆、サハリン）を決着させ、両国関係を未来指向的な関係に高めるため、本件の抜本的解決を図ることが不可欠。先の盧泰愚大統領訪日時海部総理よりの意図表明をフォローアップするため、平成3年度に本予算を要求するもの。

4. 平成3年度（要求）予算額積算内訳

(1) 治療費支援	170,000千円
(2) 健康診断費支援	24,000千円
(3) 健康福祉センター建設費支援	1,506,000千円
合 計	1,700,000千円